

第38回健康の森管理運営協議会

次 第



1. 開会

所長挨拶および職員紹介

2. 議事

(1) 公益的市民活動に関する報告(各団体から)

資料1 藤沢遠藤生態系保全の会 活動資料

(2) 公園整備工事に関する報告(西北部総合整備事務所から)

(3) 希少種の保全方法について(事務局から)

資料2 健康の森基本計画【抜粋】

資料3 希少植物ヤブムグラ等の保全に対する要望書(NPO法人藤沢サンクチュアリ)

(4) 協議会会則について(事務局から)

資料4 健康の森管理運営協議会会則

(5) 健康の森の管理体制について(みどり保全課から)

資料5 健康の森の管理体制について

資料6 健康の森管理体制の課題(NPO法人藤沢サンクチュアリ)

(6) 公園内に設ける菖蒲池について(協議)

資料7 (仮称)遠藤笹窪谷公園 計画平面図

資料8 菖蒲池の管理イメージ(案)(遠藤まちづくり推進協議会)

(7) フットパスパンフレットについて(西北部総合整備事務所から)

資料9 健康の森パンフレット

3. その他

4. 閉会

日時：令和3年10月28日(木)15時

場所：まちづくり協会ビル 3階A会議室

第38回健康の森管理運営協議会

座席表

出入り口

会長
櫻井 正男
○

副会長 NPO法人藤沢サンクチュア
高橋 和也
○

藤沢遠藤
生態系保全の会
森 要 ○

遠藤まちづくり
推進協議会
飯島 富士男 ○

地域代表
伊沢 慶市 ○

NPO法人
里地里山景観と
農業の再生プロジェクト
富田 改 ○

(オブザーバー)
遠藤市民センター
矢田センター長 ○

(オブザーバー)
慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科
石川 初 ○

(オブザーバー)
みどり保全課
麻生課長 ○

事務局 西北部総合整備事務所	事務局 西北部総合整備事務所
-------------------	-------------------

○
鈴木
上級主査

○
田中
主幹

○
八文字
所長

○
稲葉
所長補佐

傍聴席

みどり保全課	西北部総合整備事務所 工事担当
--------	--------------------

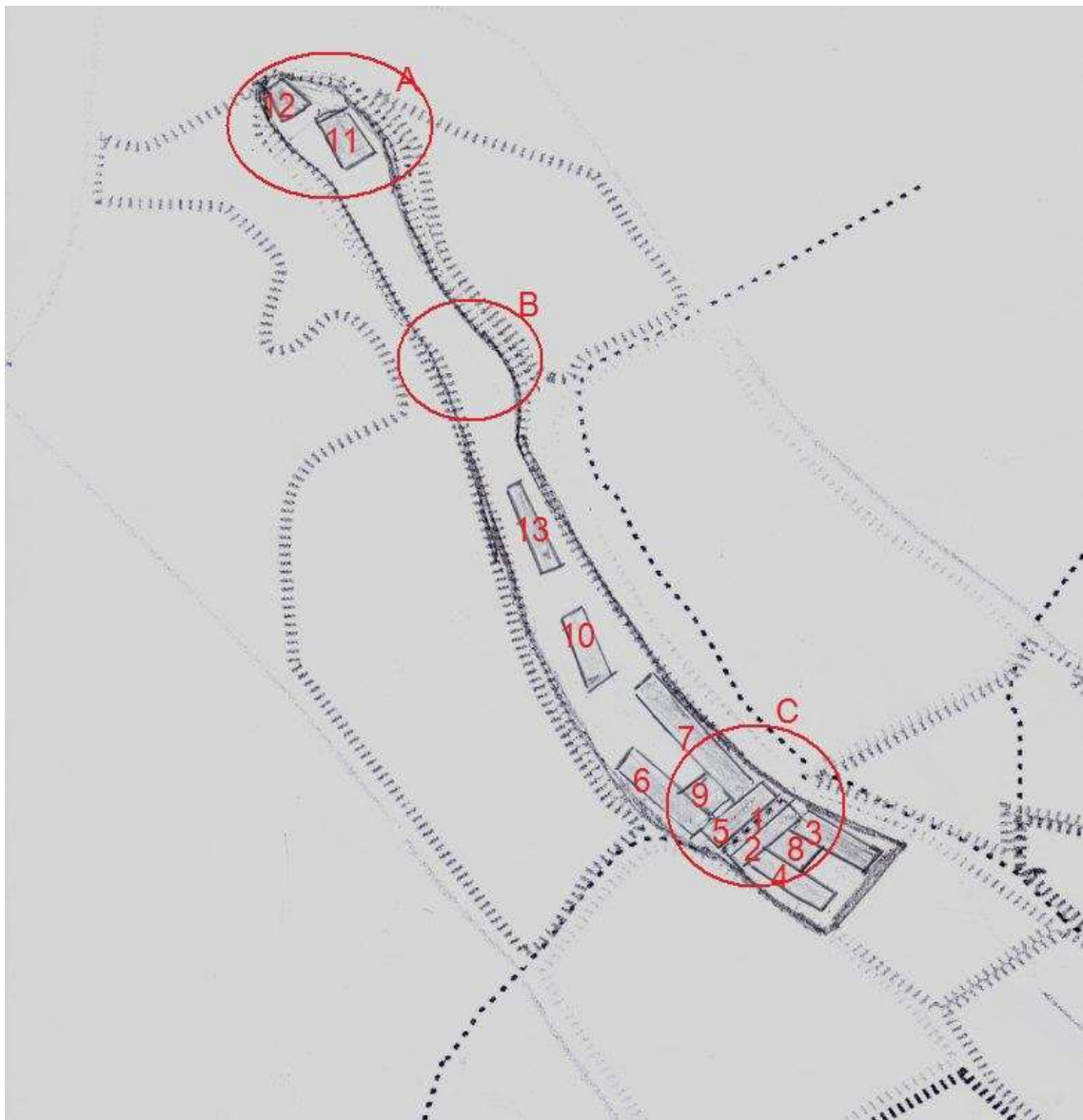
○
小藤
田主査

○
坂口
補佐

○
中島
主査

○
木村
所長補佐

2020年度 藤沢遠藤生態系保全の会作業予定地



1:谷戸横断道草刈 2回X100m²=200m²

2~7:谷戸横断道周辺低茎湿地管理草刈 計 2500m²

8~11:ヨシ原更新草刈(機械刈支援) 計 1100m²

申請作業面積 合計 3800m²

12、13 合計 400m²は新型コロナウイルス感染症のため作業延期で来期作業

以上手刈作業で行うが1、8~11 は機械刈支援有り
これとは別にA, B, Cは湿地改善追加作業予定地

令和2年度 藤沢市公益的市民活動交付金

〔 完了 〕 報告書 作業一覧表

団体名 **藤沢遠藤生態系保全の会**

2021/1/6

作業エリアは添付参照

作業実績		作業日	作業数量
作業エリア	作業内容		
①	谷内横断道路草刈り作業		
	1回目	2020年6月4日	100 m ²
	2回目	2020年9月16日	100 m ²
		合計	200 m²
②～⑦	谷戸内草刈り作業		
	②	2020年7月15日、16日	250 m ²
	③	2020年9月9日、30日	300 m ²
	④	2020年10月14日	300 m ²
	⑤	2020年6月10日、17日、27日	250 m ²
	⑥	2020年10月28日	600 m ²
	⑦	2020年11月11日、18日、26日	900 m ²
			m ²
			m ²
			m ²
		合計	2,600 m²
⑧～⑪	谷戸内ヨシ原刈り作業		
	⑧	2020年11月23日、12月3日	200 m ²
	⑨	2020年9月9日、16日	300 m ²
	⑩	2020年5月13日～27日	300 m ²
	⑪	2020年6月26日、7月2日	400 m ²
		合計	1,200 m²
A、B、C	湿地保全、改善作業		
	A	2020年4月11日、7月2日	
	B	2020年4月11日、5月20日	
	C	2020年5月20日、6月9日、10月7日	

累計作業量 4,000 m²

健康の森基本計画

平成 24 年 3 月

藤 沢 市

まちづくり推進部西北部長後地区整備事務所
健康の森あり方検討会

3. 基本計画

健康の森の全体計画を次項の「健康の森基本計画図」に示す。また、特に詳細の計画が必要な範囲である都市公園区域（素案）および横断道については、部分詳細計画を示している。

さらに、基本計画として、健康の森全体の自然環境の保全と自然環境を活かした地域活性化策をバランス良く発揮し、かつ実効性の高い計画とするために、緑地保全手法、施設整備計画、健康増進プログラムを示している。また、今後の適正な管理運営に向けて、管理運営計画を示している。

(1) 健康の森基本計画図

1) 健康の森基本計画

全体およびエリアごとの方針と、エリアごとの具体的対応を示した「健康の森基本計画図」を次項に示す。

健康の森基本計画図

S=1/3000

0 100 200m

【全体】

- ・貴重な谷戸環境や緑地空間の保全（里山再生）
- ・自然環境を活かした地域活性化（健康・教育プログラムの検討含む）

■外周部の方針

- ・現況道路を活かしフットパス（散策路）として整備することで、地域振興ならびに健康づくりに寄与します。
- ・健康の森と周辺の農地のつながりを確保することで、里山里山景観ならびに、ほ乳類などの生息地の連続性（みどりのネットワーク）を担保します。

■具体的対応

- ・案内板の設置、生垣の解説板の設置、直売所の充実、生産苗圃を植物園として開放するなど地元組織が中心となって地域活性化支援活動の検討を進めます。また、フットパスの整備を進めます。
- ・遠藤竹炭の会などの地域活性化に資する組織の充実を図ります。
- ・歩行者の安全を確保するため健康の森へのアクセスは基本的に車両進入禁止とします。

第二期整備区域：約23.7ha

第一期整備区域：約9.3ha

■源頭部保護区域の方針

- ・源頭部や湿地との推移帯、林縁部に希少種が多いため、人の影響を抑え、水環境と林縁部の保全を図ります。

■具体的対応

- ・希少種等を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
- ・源頭部上流にて水質浄化対策を行います。
- ・上流部斜面からのゴミの投棄対策を行います。

■希少種自生地の方針

- ・希少種のヤブムグラ等を保全します。

■具体的対応策

- ・ヤブムグラ等を保全するために、専門家の助言、指導を受けながら人の立ち入りを抑制、または保護区域の設定をします。
- ・人力による草地管理を実施し、ヤブムグラ等が他の植物に被圧されないようにします。

■横断道沿いの湿地の方針

- ・多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。
- ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。

■具体的対応策

- ・火災対策、自然資源の発掘のため、ヨシを刈り、カエル類の産卵場を創出します。
- ・湿地性在来植物（ハンノキなど）を保全・復元します。
- ・自然資源を活用するため、自然解説板を設置します。
- ・野鳥の観察等の検討をします。
- ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。
- ・専門家の助言、指導を受けながら、管理された環境を好む種と管理された環境を好まない種の両方に配慮した谷戸環境の保全・再生を目指します。

■野鳥保護区域の方針

- ・希少な鳥類の生息環境を保全します。
- ・谷戸環境の保全・再生を図ります。

■具体的対応策

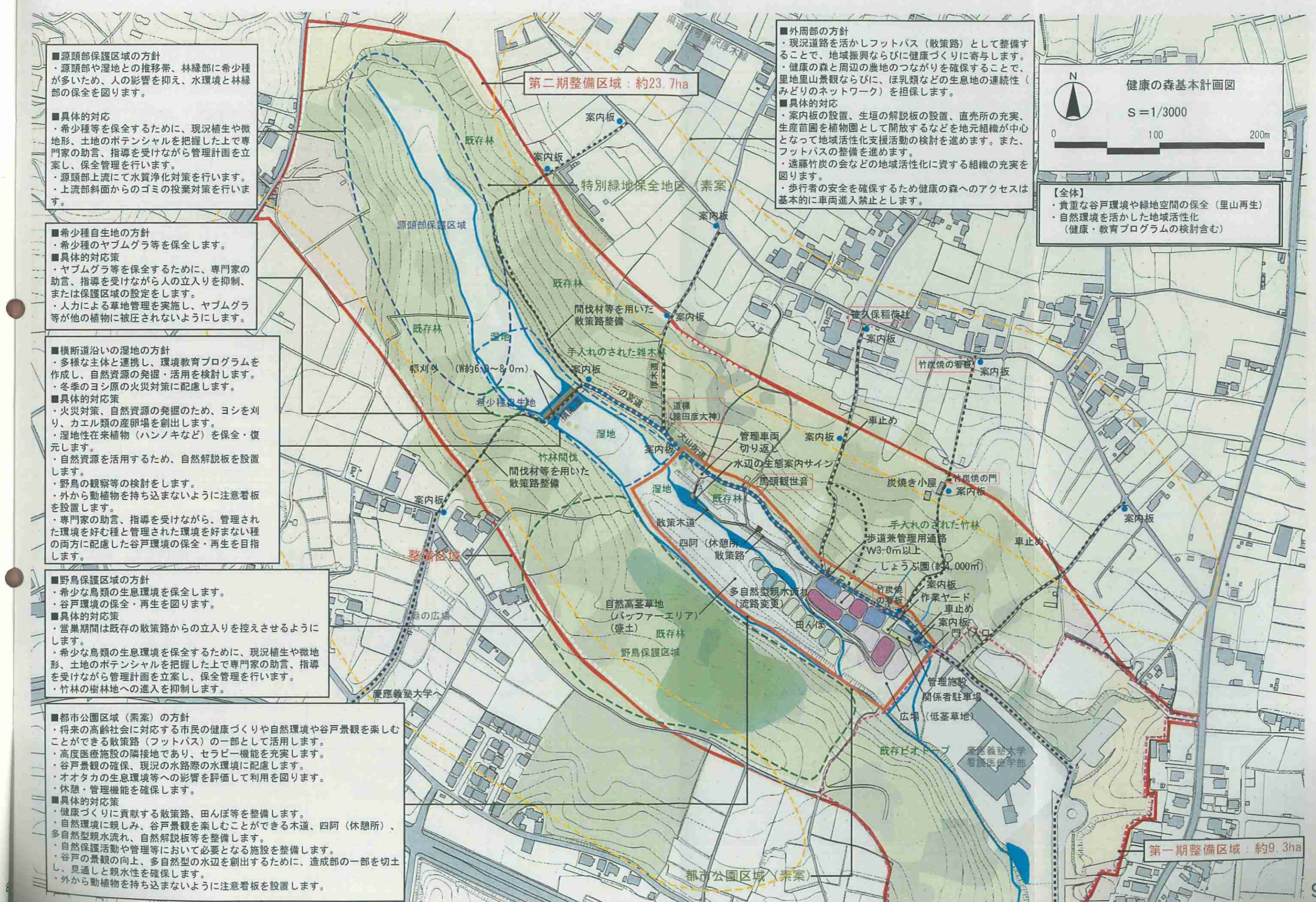
- ・営業期間は既存の散策路からの立ち入りを控えさせるようにします。
- ・希少な鳥類の生息環境を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
- ・竹林の樹林地への進入を抑制します。

■都市公園区域（素案）の方針

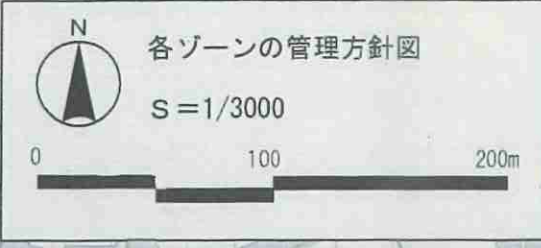
- ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりや自然環境や谷戸景観を楽しむことのできる散策路（フットパス）の一部として活用します。
- ・高度医療施設の隣接地であり、セラピー機能を充実します。
- ・谷戸景観の確保、現況の水路際の水環境に配慮します。
- ・オオタカの生息環境等への影響を評価して利用を図ります。
- ・休憩・管理機能を確保します。

■具体的対応策

- ・健康づくりに貢献する散策路、田んぼ等を整備します。
- ・自然環境に親しみ、谷戸景観を楽しむことのできる木道、四阿（休憩所）、多自然型親水流れ、自然解説板等を整備します。
- ・自然保護活動や管理等において必要となる施設を整備します。
- ・谷戸の景観の向上、多自然型の水辺を創出するために、造成部の一部を切土し、見通しと親水性を確保します。
- ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。



この管理方針図は、里山再生及び地域活性化の方向性を示すものであり、民有地の使用・活用について制限するものではありません。



■里山創出ゾーン
 ○植生の特性
 ・農地や造成地、法面の草地となっている。
 ○管理上の留意点
 ・コナラ等の落葉広葉樹を育成管理して、雑木の創出を検討する。

■湿地保全（源頭部）ゾーン
 ○植生の特性
 ・ヨシ等の湿生植物がみられる。
 ○管理上の留意点
 ・人の影響を抑え、水環境と林縁環境の保全を図る。
 ・優れた谷戸景観の連続性を確保する。

■湿地保全（横断道周辺）ゾーン
 ○植生の特性
 ・ヨシ等が優占し、一部ハンノキがみられる湿地植生となっている。
 ○管理上の留意点
 ・火災対策、自然資源発掘のため、ニホンアカガエル等の産卵場ともなる適度な開放水面を確保し、水環境の保全・再生を行う。
 ・湿地性在来植物（ハンノキ等）を保全・復元する。
 ・谷戸景観の確保に配慮する。

■谷戸の里再生ゾーン
 ○植生の特性
 ・高茎草本が優占する造成地となっている。
 ○管理上の留意点
 ・都市公園の整備後、公園施設として適切な管理を行う。
 ・ホトケドジョウが生息できる谷戸の水辺・田圃環境に配慮した保全管理を行う。
 ・希少種を保全するため、現況の水路際の水環境に配慮する。
 ・谷戸景観の確保に配慮する。

■野鳥の森保全ゾーン
 ○植生の特性
 ・エビネやキンランが生育するスギ植林・コナラ林がみられ、希少な生物の営巣環境となっている。
 ○管理上の留意点
 ・希少な生物の生息・繁殖環境に配慮した現状維持・保全管理を目指す。
 ・エビネやキンラン等の希少な動植物の保全を優先した管理を目指す。

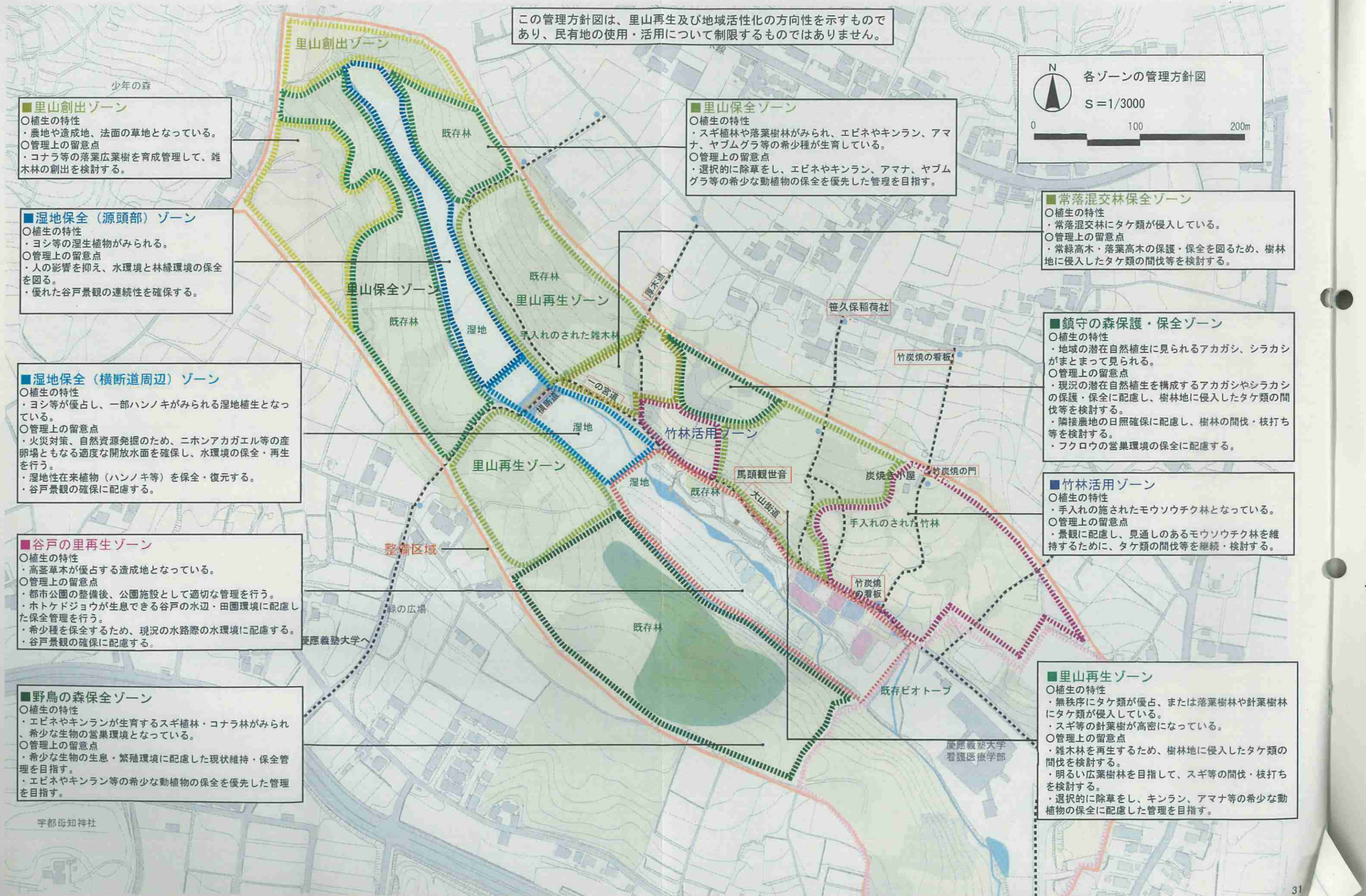
■里山保全ゾーン
 ○植生の特性
 ・スギ植林や落葉樹林がみられ、エビネやキンラン、アマナ、ヤブムグラ等の希少種が生育している。
 ○管理上の留意点
 ・選択的に除草をし、エビネやキンラン、アマナ、ヤブムグラ等の希少な動植物の保全を優先した管理を目指す。

■常落混交林保全ゾーン
 ○植生の特性
 ・常落混交林にタケ類が侵入している。
 ○管理上の留意点
 ・常緑高木・落葉高木の保護・保全を図るため、樹林地に侵入したタケ類の間伐等を検討する。

■鎮守の森保護・保全ゾーン
 ○植生の特性
 ・地域の潜在自然植生に見られるアカガシ、シラカシがまとまって見られる。
 ○管理上の留意点
 ・現況の潜在自然植生を構成するアカガシやシラカシの保護・保全に配慮し、樹林地に侵入したタケ類の間伐等を検討する。
 ・隣接農地の日照確保に配慮し、樹林の間伐・枝打ち等を検討する。
 ・フクロウの営巣環境の保全に配慮する。

■竹林活用ゾーン
 ○植生の特性
 ・手入れの施されたモウソウチク林となっている。
 ○管理上の留意点
 ・景観に配慮し、見通しのあるモウソウチク林を維持するために、タケ類の間伐等を継続・検討する。

■里山再生ゾーン
 ○植生の特性
 ・無秩序にタケ類が優占、または落葉樹林や針葉樹林にタケ類が侵入している。
 ・スギ等の針葉樹が高密になっている。
 ○管理上の留意点
 ・雑木林を再生するため、樹林地に侵入したタケ類の間伐を検討する。
 ・明るい広葉樹林を目指して、スギ等の間伐・枝打ちを検討する。
 ・選択的に除草をし、キンラン、アマナ等の希少な動植物の保全に配慮した管理を目指す。



NPO法人藤沢サンクチュアリ
理事長 高橋 和也

希少植物ヤブムグラ等の保全に対する要望書について

我々藤沢サンクチュアリの作業範囲内に希少植物であるヤブムグラが生息していること、どのような繁殖のサイクルがあるかは認識しており、神奈川県植物誌調査会の人とも総合的な保全管理方法全体について協議を重ねております。そのアドバイスに基づき、作業内容を決定しました。

1. 開花して種が結実した後に草刈りを行う。
2. 根でも増えるので、刈り払い機は地面から離して操作する。

以上から、11月植物に全く影響を与えない時期を選び、細心の注意を払って刈り払い機の操作を行いましたので希少植物ヤブムグラへの影響は全くありません。

人によっては手刈りでなくてはいけないという方がおりますが、昨年12月頃に健康の森で行った希少植物の現地状況調査を行った折、みどり保全課の石田氏が、「手刈りと機械刈りによる植物への影響の違いはない」とおっしゃってるように、機械を使ったことの影響も全くありません。

ヤブムグラの生息している地域は、3、4年前に下草刈りをして以来手を入れていません。ササもかなり生えてきて、ヤブムグラだけでなく、里山の林床に生える植物への影響が懸念されているので今回の作業になりました。以上のことから今回の保全作業によるヤブムグラの生息に支障をきたすことはなく他の植物にとっていい環境を作れたと思っています。

今後の希少種保全について

1. 希少種保全に適した方法かどうかを管理運営協議会で協議する。
2. 協議の内容、不適切な保全内容が会った場合でも各団体のHP、か個人のFBには載せない。
3. 希少種のある場所はHP等には載せない。

健康の森管理運営協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、健康の森管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 本市の三大谷戸の一つである健康の森において、その貴重な谷戸環境や緑地空間の恒久的な保全（里山再生）と、自然環境を活かした地域活性化を全体方針として策定された健康の森基本計画の実現に向け、多様な主体と連携した森づくりを推進するため、管理運営協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 管理運営協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 管理・運営のためのルールづくり（憲章）に関すること
- (2) ゾーン毎の管理母体の組織化に関すること
- (3) ゾーン毎の自然環境保全対策及び利用・管理に関すること
- (4) 施設整備計画に関すること
- (5) 地域活性化施策に関すること
- (6) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 管理運営協議会は、10人以内で組織する。

2 管理運営協議会委員は、第2条の目的に賛同し、かつ実現に向けた取組に参画する地元組織、自然保護団体、NPO法人等をもって構成する。

3 管理運営協議会委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(会長等)

第5条 管理運営協議会に会長を置き、管理運営協議会委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、管理運営協議会を代表する。

3 管理運営協議会に副会長1人を置き、会長の指名により選任する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 管理運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 管理運営協議会は、管理運営協議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 管理運営協議会の議事は、出席した管理運営協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 会長は、管理運営協議会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 管理運営協議会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、慶應義塾大学関係者及び藤沢市関係部局職員をもって充てる。(別表1)

3 第2条の目的を達成するため必要があるときは、会長が指名した専門家をオブザーバーとして出席させることができる。

4 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 管理運営協議会の庶務は、都市整備部西北部総合整備事務所において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、管理運営協議会の議事の手続その他管理運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が管理運営協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月20日から施行する。

別表1(オブザーバー)

機関名
慶応義塾大学湘南藤沢事務室 看護医療学部担当
慶応義塾大学 大学院 政策・メディア研究科
藤沢市市民自治部遠藤市民センター
藤沢市都市整備部みどり保全課

■健康の森の管理体制について

遠藤笹窪緑地（遠藤笹窪谷（谷戸））は、「健康の森」に位置する谷戸環境を有する緑地です。周囲約20haは、令和元年度に特別緑地保全地区に指定され、谷戸底は、現在、令和4年度の開園に向けて都市公園を整備中です。

本市では、これまで2回、全市域の緑地を対象に自然環境実態調査を行っており、その調査結果から、遠藤笹窪緑地は、「豊かさ」と「重要性」の2つの視点で行った生態学的評価が高いことが明らかになっています。

1. 「藤沢市生物多様性地域戦略」における位置づけ

平成30年6月に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」では、生物多様性の認識不足を最大の危機と捉え、まずは「啓発」が重要とし、重点プログラムとして（仮称）生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出を位置づけています。

一方、平成23年7月に策定した「ふじさわ緑の基本計画」においては、市内三大谷戸である遠藤笹窪谷、石川丸山谷戸、川名清水谷戸周辺を「緑の保全拠点」、長久保公園を「緑の普及・啓発拠点」として位置づけています。

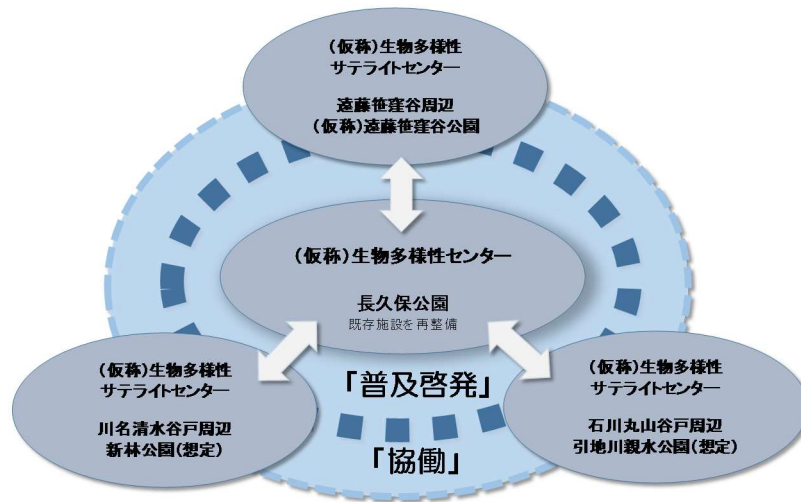
この二つの計画に基づき、今後、生物多様性の普及啓発を進めていくにあたっては、（仮称）生物多様性センター機能を長久保公園に置き、遠藤笹窪谷、石川丸山谷戸、川名清水谷戸周辺は、普及啓発に関する現場での活動を支える（仮称）生物多様性サテライトセンターとして機能させることで、それぞれが役割を担いながら相互に連携し、普及啓発のつながりを創出するものと考えているものです。

2. （仮称）生物多様性センター及び同サテライトセンターについて

生物多様性に関する拠点機能の構築の取組は、情報の集約と容易なアクセス環境の創出による「普及啓発」の向上や各活動団体等のつながりの創出による「協働」の実現に寄与する取組です。

そのため「（仮称）生物多様性センター」（長久保公園）は、全ての情報を一元管理し、普及啓発、協働の活動の現場である各サテライトセンター（（仮称）遠藤笹窪谷公園・引地川親水公園・新林公園を想定）と連携を図ることにより、生物多様性に関するマルチパートナーシップが形成され、ひいては豊かな生態系の保全につながると考えているものです。

【(仮称) 生物多様性センター及び同サテライトセンター関連図】



3. 遠藤笹窪緑地の管理体制について

遠藤笹窪緑地の谷戸底に開園する公園は、周辺の緑地と一体的に管理することにより、里山景観を保全し、豊かな生態系を守り育てるとともに、市民や事業者、市民活動団体、大学等の研究機関と連携し、①環境保全活動 ②自然観察会 ③学校教育における環境教育の機会の提供等に資する(仮称)生物多様性サテライトセンターの開設を目指しており、この趣旨に則り、令和5年度からは、公園と周囲の緑地を併せて、みどり保全課が管理運営を担う予定です。

以上

健康の森管理体制の課題

NPO法人藤沢サンクチュアリ
理事長 高橋和也

今回開園される公園は、都市公園ではあるが、周りの自然と一体化した「健康の森」という自然公園と考えるべきであり、そのために2008年より健康の森あり方検討会が発足し、自然を生かした公園としてどのような自然の公園であるべきか、そのあり方について議論されました。それを受け2010年より、基本計画検討部会が発足し2012年に市長へ健康の森基本計画を提示しました。と同時にあり方検討会、基本計画部会を受けて管理運営協議会が発足し2013年に「健康の森憲章」が制定されました。基本計画の中では、今回公開される公園部分は「谷戸の里再生ゾーン」として位置づけられ、水田、菖蒲園、草原などが基本計画として提示され里山の再生という構想の下に回することになりました。そして2016年には地域の人、市民の参加を得てワークショップも開催され、その内容がより充実し、具体化すると同時に地域と市民からの賛同と指示を受けました。

公園を開園するにあたり、次のような課題が考えられると思いますので、皆さんにここで定義をし、管理運営協議会とみどり保全課と今後の対応を考えていただきたい。

1. 指定管理者及び業者について

以上の流れを考えると、管理者及び業者はこの考えに基づいての管理運営をしなければならないという課題があるし、業者の選定にはそういった流れを理解し知っている業者が望ましい。

2. 指定管理者と管理運営協議会との連携について

・自然保全のための管理についての協議

憲章「生きものを大切にします」どのような生きものを大切にしたらいいか、その草を刈ったり、木を切ることでどのような生きものに影響が出るかなど協議しながら管理する必要性があるのではないか。

・催し物、イベントについての共同参画

憲章「地域活性化」のためのイベントを私たちは今まで試みています。公園が開園したことで地域のためのイベントを行うにあたって指定管理者が企画運営を行い我々が参加お手伝いを行えるようにすることを考えています。

また、私たちは憲章の「次の世代に引き継ぎます」という内容に答えるため、中学生の職業体験の林業実習や高校生のボランティア活動を推進するための催し物を行っています。また、今後、竹細工や、炭焼き、市民のふるさと体験としての農作業、林の保全作業など幅広い催し物、研修講座が考えられます。それに対しての全面的な協力を指定管理者にお願いしたい。

・管理棟、重機の共同利用

管理運営協議会の団体としてチップパーなどの大型の機械を現状では外に放置している。新たらしくできる管理棟での協働管理はできないか。

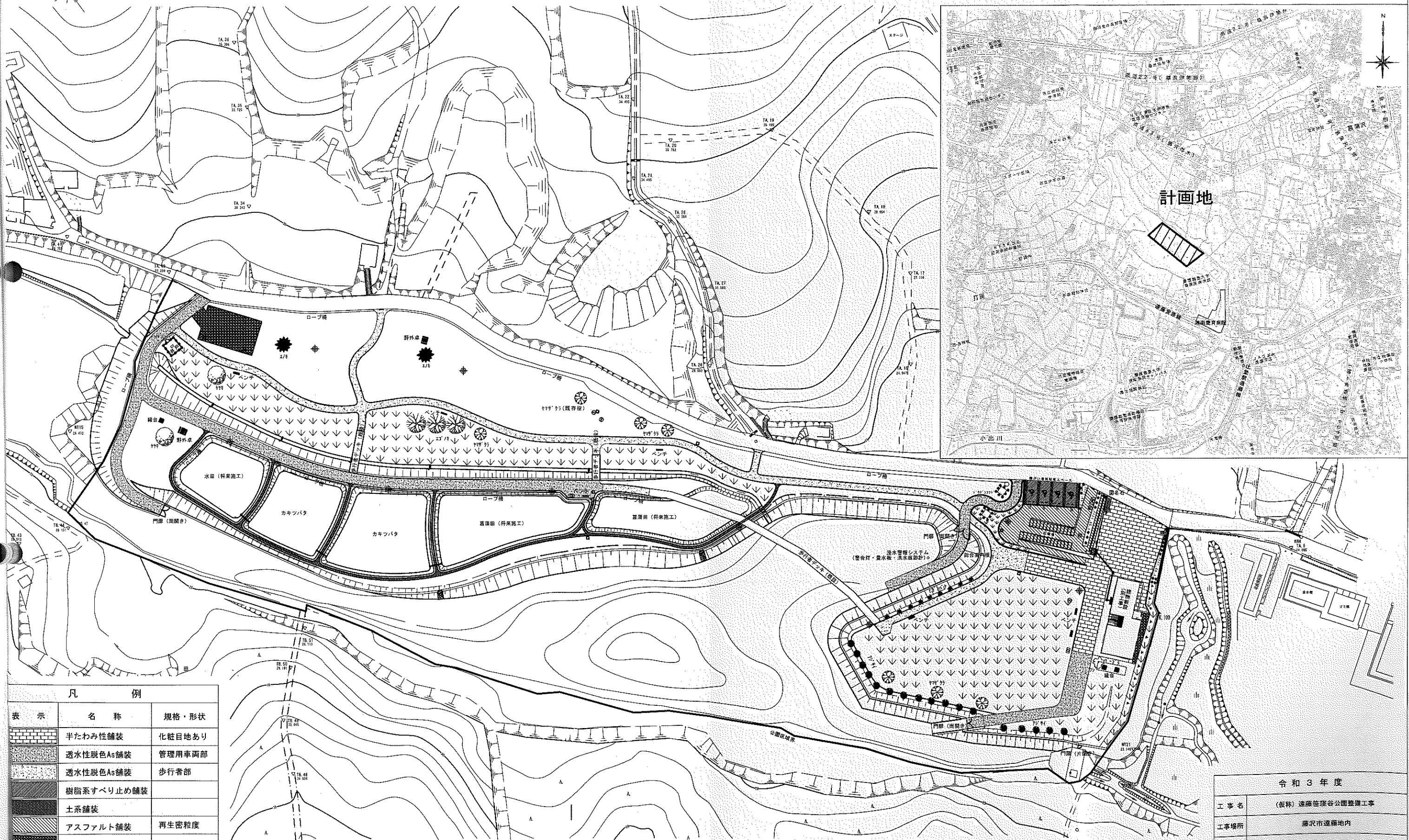
3. 公園内の規則について

・採集の問題

今近隣のほとんどの公園が採集禁止になっています。かといって全面解除にすると、一部のマニア(大人)が根こそぎ採って行ってしまい、全滅の自体に起こりかねない。そこで、「小学生以外の動植物の採取全面禁止」という日本で初めてのルール作りを行うのはいかがでしょうか。

・犬問題について

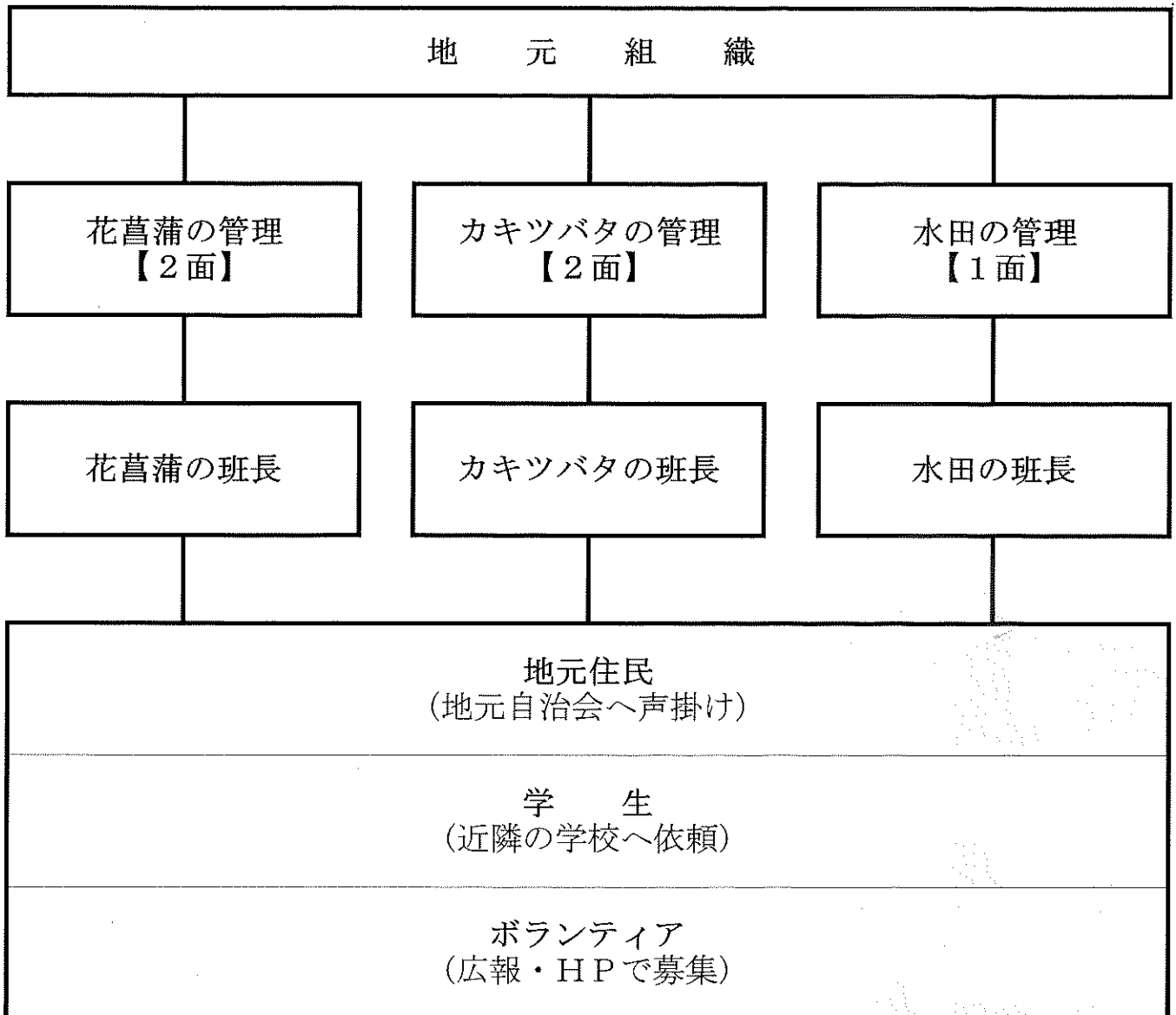
以前に検討した時は結論が出ませんでした。私たち犬の侵入全面禁止を進めたい。里山再生ゾーンは景色の再生だけではなく、里山で遊ぶ子ども達を再生しないと本来の健康の森の目的を達成できないと考えています。草原で遊んでいたら犬の糞の上で転んでしまった。花を摘もうとしたら犬の糞があった等、子供たちの活動の妨げになると考えています。犬の侵入の全面禁止か、制限の検討をお願いします。



凡 例		
表 示	名 称	規格・形状
	半たわみ性舗装	化粧目地あり
	透水性脱色As舗装	管理用車両部
	透水性脱色As舗装	歩行者部
	樹脂系すべり止め舗装	
	土系舗装	
	アスファルト舗装	再生密粒度
	砕石舗装	
	芝張り (高麗芝)	
	照明灯	

令和3年度	
工事名	(仮称) 遠藤任達谷公園整備工事
工事場所	藤沢市遠藤地内
図面名	案内図・計画平面図
縮 尺	図示 設計年月 2021年3月 図面番号 1/21
藤沢市 都市整備部 西北部総合整備事務所	

菖蒲池の管理イメージ(案)



少年の森について



藤沢市少年の森は青少年の野外活動施設です。

自然の中で遊ぶ

豊かな自然の中で、植物や生き物を見たり触れたりして、春夏秋冬を通して楽しめます。



楽しいイベント

どろんこまつり、親子キャンプ塾、プレーパーク、子どもキャンプなど、多彩な事業を実施しています。



少年の森 案内図

風の子とて



少年の森に関すること

少年の森

☎0466-48-7234

<https://f-mirai.jp/>

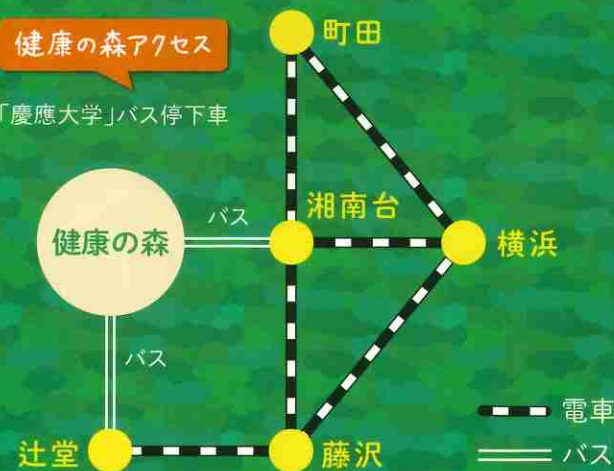
藤沢市少年の森

- 開園時間: 午前9時から午後4時30分まで
(多目的広場は午前6時から午後6時まで)
- 休園日: 毎週月曜日/12月28日から1月4日まで
(7月から8月までのキャンプ利用期間をのぞく)



健康の森アクセス

「慶應大学」バス停下車



お問い合わせ先

健康の森・フットパスに関すること

藤沢市都市整備部西北部総合整備事務所

☎0466-46-5162

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seihoku/>

注意事項

- 夏季や気温が高い日は、水分を補給するなど熱中症等にご注意ください。
- 散歩中に発生したゴミはお持ち帰りください。
- 森の中には未舗装の道がありますので足元に気を付けてください。
- 歩行中の転倒等によるケガに関しては一切の責任を負いません。



森のさんぽみち

健康の森 少年の森 フットパス

フットパスとは、イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができるこみち【Path】のことです。

健康の森について



健康の森(遠藤笹窪緑地)は、藤沢市北部小田急江ノ島線湘南台駅の西側約3.5kmに位置し、豊かな自然環境を有する藤沢市の三大谷戸の一つです。優れた風致景観及び動植物の生息地を保全するため、2019年9月に特別緑地保全地区に指定しました。また、谷戸底の一部には地域の活性化を図ることや周辺の浸水被害を軽減することを目的に、遊水機能を有した都市公園を整備しています。

保全・再生活動

遠藤笹窪緑地では、市民活動団体等で構成される健康の森管理運営協議会による里山の保全・再生を目的とした活動が行われています。



イベント

健康の森管理運営協議会が主催するイベントでは、活動の紹介やどんぐりの植樹体験等を行っています。



(仮称)遠藤笹窪谷公園のイメージ図(整備中)



藤沢市都市整備部
西北部総合整備事務所

森のさんぽみち

健康の森 少年の森 フットパス



6 広場にそびえるメタセコイヤ



7 少年の森内の田んぼ



3 笹久保稲荷社



5 富士山ビューポイント



2 高生垣のあるみち



1 遠藤笹窪緑地の眺め



4 田園風景



寒川方面
打戻榎戸
打戻大仲
榎戸

宇都母知神社入口
宇都母知神社入口

宇都母知神社

緑の広場

遠藤西の谷
遠藤西の谷

大学グラウンド

遠藤宮原線
遠藤打越

慶應義塾大学
看護医療学部

湘南慶育病院

慶応大学前

慶應大学
バスロータリー

諸之木線

湘南台方面

●●● ルート ← 道順 ■ 案内板



豊かな緑の中を歩いて心も体も健康に!



健康の森または少年の森を出発して戻ってくるまで約5kmです。個人差はありますが、2時間程度で散歩できるルートです。※少年の森が休園日の時は、健康の森内の周遊となります。

(仮称)遠藤笹窪谷公園の整備状況について



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡



開催 2021年10月28日
場所 まちづくり協会ビル3階A会議室

藤沢市 都市整備部 西北部総合整備事務所

(仮称)遠藤笹窪谷公園 谷戸環境の保全



P.1

雨水調整機能を有した公園



P.2

(仮称)遠藤笹窪谷公園の完成イメージ



P.3

現地着手前



全景(東→西)

P.4

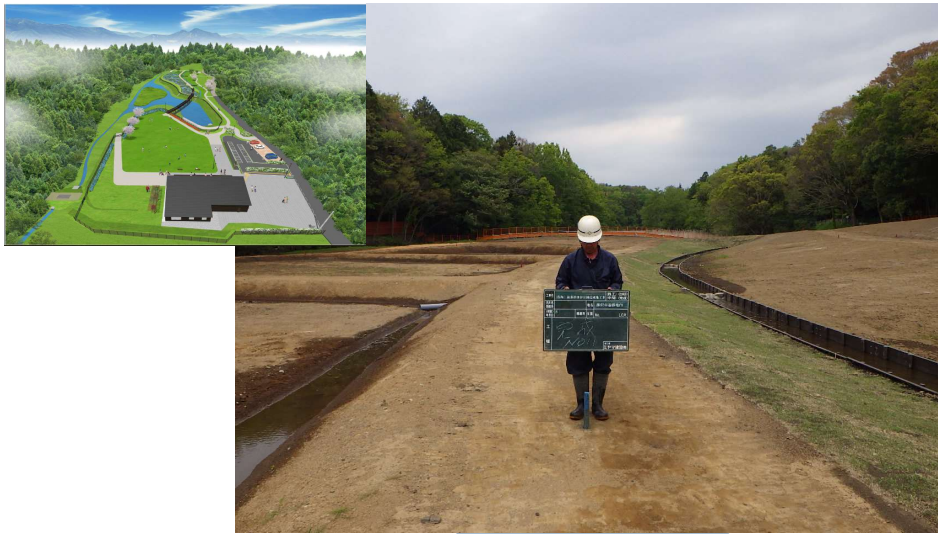
令和元年度完成状況



令和元年度 完成全景(東→西)

P.5

令和元年度完成状況



中央付近(東→西)

P.6

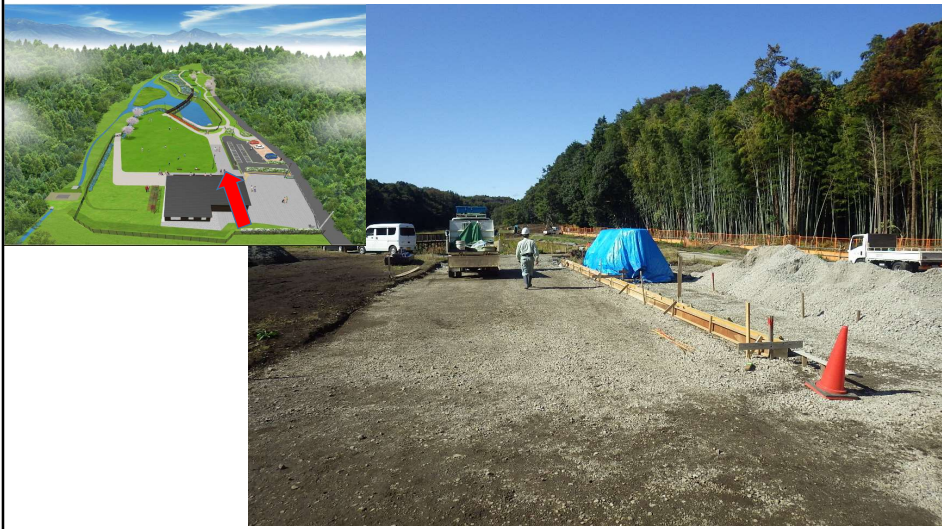
令和2年度完成状況



歩行者デッキ

P.7

令和3年度整備状況



全景(東→西)

P.8

令和3年度整備状況



管理用通路

P.9

令和3年度整備状況



園路(西→東)

P.10

令和3年度整備状況



小川

P.11

令和3年度整備状況



管理作業スペース

P.12

令和3年度 これからの整備予定



- ・園路整備
- ・照明灯の建柱
- ・植栽
- ・公園北側道路整備
- ・管理棟の建築

P.13

雨水調整施設貯留状況(令和3年7月3日)



P.14

令和4年度のスケジュール

- ① 除草等維持管理を行い、芝を定着させる
- ② 公園外周の進入防止柵を撤去する
- ② 測量等、開園に向けた手続き

P.15

